

共同・協業販路開拓支援補助金 Q & A 集（令和 3 年 9 月 30 日時点）

1. 補助対象者について

	質問事項	回答
1-1	商工会の会員でなければ、応募できませんか？	会員、非会員問わず応募可能です。
1-2	これから開業する人は対象となりますか？	申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合）は対象外です。
1-3	大企業や一般企業も地域振興等機関に該当しますか？	本事業の申請は大企業を含む一般の株式会社であっても申請可能ですが、地域の企業の販路開拓につながる支援を事業としていることが必要です。なお、1-4 にも記載の通り、本事業における参画事業者は中小企業・小規模事業者となりますので、大企業は参画事業者にはなれません。
1-4	参画事業者とは誰を指しますか？	<p>補助事業者がその販路開拓等を支援する中小企業・小規模事業者等を指します。中小企業・小規模事業者の定義は次のとおりです。</p> <p>補助事業者が参画事業者を兼ねることは認められません。</p> <p><b>【中小企業・小規模事業者の定義】</b></p> <p><b>中小企業の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業・その他の業種：従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下</li> <li>・卸売業：従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下</li> <li>・サービス業：従業員 100 人以下又は資本金 5,000 万円以下</li> <li>・小売業：従業員 50 人以下又は資本金 5,000 万円以下</li> </ul> <p><b>小規模事業者の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業・その他の業種（娯楽・宿泊業含む）：従業員 20 人以下</li> <li>・商業（卸売業、小売業（飲食店含む））・サービス業：従業員 5 人以下</li> </ul> <p>上記に加えて、参画事業者要件として、下記事項があります。</p> <p>① 資本金または出資金が 5 億円以上の法人に直接または</p>

		<p>※間接に 100%の株式を保有されていないこと（法人のみ）。</p> <p>※「間接に 100%の株式を保有」とは、参画事業者の株式を直接に保有する者（A 社）の資本金は 5 億円以上ではないものの、A 社の株式を直接に保有する者（B 社）の資本金が 5 億円以上の場合。</p> <p>②確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えていないこと。</p>
1-5	組合や農家は参画事業者となりますか？	公募要領に記載の通り、本事業における参画事業者は中小企業・小規模事業者（商工業者）となりますので、組合や農家などは本事業による支援対象外となります。
1-6	地域を特定せず、参画事業者を取りまとめることは可能ですか？	参画事業者（中小企業・小規模事業者）につきましては、地域の枠を越えて取りまとめて（例えば関連する事業分野等）いただいても構いません。
1-7	地方公共団体が申請することは可能ですか？	地方公共団体（行政機関）は地域振興等機関に該当しませんので、本補助金の申請は不可となります。
1-8	複数団体での共同申請の場合に、見積・発注など一連の書類の宛名はどうなりますか？	共同申請の場合、代表機関を決めていただき、その後の実務的な事務処理に関する事務局とのやり取りや、補助金の交付などはすべて代表機関とのみさせていただくこととなります。したがって、一連の書類の宛名も代表機関名で取得するようにしてください。
1-9	任意団体の応募は可能ですか？	公募要領の応募資格に記載のとおり、「法人」としておりますので、任意団体の応募は不可となります。
1-10	参画事業者に申請者自身も含めていいですか？	申請者（採択された場合は採択者）は支援する側、参画事業者は支援される側であり、申請者が参画事業者を兼ねることはできません。

## 2. 補助事業・経費

	質問事項	回答
2-1	1社にすべて委託する場合、全費用を「委託・外注費」に計上することはできますか？	委託契約の内容に借料・設営費・設計費・広報費等、他の費目の経費が含まれている場合は、それぞれの費目に分類計上していただきます。また、公募要領に記載の通り、委託・外注費等の定額補助率の経費のみを計上した申請は認められません。
2-2	1申請で、複数の種類の事業を行うことは可能ですか？	各類型における評価指標が異なることから、類型ごとに申請していただきます。
2-3	他の補助金との併用はできますか？	同一事業者が同一内容で、本制度と本制度以外の国（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）の補助事業との併用はできません。
2-4	海外での事業は対象となりますか？	海外市場を開拓する事業であれば対象となります。 2-10にもあるようにコロナの影響も加味し、計画・申請を行ってください。
2-5	オンラインのイベントやセミナーの開催は補助対象となりますか？	リアルでの開催と同じように、事業の実施を客観的にお示しできるのであれば、補助対象となります。費用については、実店舗での費用計上と同様に、設営費や設計費、借料など(2/3補助率)となります。
2-6	WEBを活用した展示会・商談会は対象となりますか？	3類型すべてにおいて、WEBによる販路開拓に資する経費を補助対象としています。費用計上は、実店舗等で実施する場合と同様の考え方にもとづき、経費区分していただきます。
2-7	マーケティング拠点型における展示会出展費は対象となりますか？	公募要領に記載の通り、マーケティング拠点型では展示会出展費が認められておりません。例え、WEBであっても、補助対象費目ではありませんので、ご注意ください。
2-8	委託・外注先の人件費の経費区分は、人件費となりますか？それとも委託・外注費となりますか？	人件費に該当するのは、本補助金の事業期間において、直接的かつ継続的に補助事業に従事する者が対象です。委託先は申請者の委託に応じて業務・仕事を請け負う役割であり、申請者とともに販路開拓を推進する機関ではありませんので、人件費ではなく委託費で計上してください。

	質問事項	回答
2-9	費目間流用、移動(金額 10%以上)については変更申請書を提出すれば変更可能でしょうか？	費目間の流用については、流用元・流用先において、同じ補助率の経費区分からのみ可とし、かつ、変更内容の合理性や経済性について確認後、変更の可否を判断させていただきます。なお、応募時の事業計画書に基づき審査され、採択・交付決定されるため、交付決定後事業計画の変更を行うことは原則できません。必ず事務局の承認が必要となり、相当の理由が求められます。
2-10	計画作成時にコロナの影響をどの程度加味すればよいのでしょうか？	コロナの影響により、採択された計画通りに事業を実行できないことも予想されますので、様々なケースを想定した上で参画事業者を支援する計画を作成してください。
2-11	事業期間中に事業を別会社に譲渡できますか？	原則不可です。
2-12	10 者以上の支援事業者は、事業期間中に集めてもよいのですか？	本事業では、計画申請時に支援事業者 10 者以上が決定（予定でも可）していることが前提です。事業期間中に追加的に募集することも可能ですが、参画事業者募集に係る経費はすべて補助対象外となります。
2-13	共同実施時に、代表機関以外の者に業務委託できますか？	代表機関とその他共同実施機関（代表機関以外）が共同で販路開拓支援事業を実施することが共同実施であり、全体で 1 事業体という位置付けです。共同実施機関（代表機関以外）も、代表機関と同等の権利・義務を有するため、共同実施機関は委託先となり得ません。また、同じ理由により、共同実施機関は代表機関と同様、参画事業者にもなり得ません。
2-14	参画事業者の支援とともに、申請者自身の販路開拓を計画していますが、この取り組みは補助金の対象となりますか？	公募要領に記載のとおり、本事業は「地域振興等機関（地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関＝申請者）が中心的な役割を担い、参画事業者の商品やサービスの販路開拓を支援する取り組み」に対して補助するものであり、申請者自身の販路開拓等に対する経費は全て補助対象外となります。

### 3. 様式の記入や提出方法

	質問事項	回答
3-1	業種は日本標準産業分類の大分類でいいですか？	大分類で記載してください。
3-2	様式 4 は必ず提出が必要ですか？	様式 4 は、公募要領に記載の通り、申請者の計画に対する行政の支援の度合いを確認するものになります。様式 4 は地方公共団体（県や市町村）が作成する文書ですので、必要書類ではなく任意提出の様式になります。なお、複数個所から取得いただく必要はありません。
3-3	税務申告書類（直近 2 期分）の最新がそろわない場合はどうしたらよいでしょうか？	今期の申告書の準備が間に合わない場合は、現在手元にある直近 2 期分の提出をお願いします。審査日までに間に合うようであれば、最新の申告書を差し替えにて対応いたします。
3-4	CD-R ではなく USB メモリで代用は可能でしょうか？	公募要領において CD-R による提出とさせていただいておりますので、お手数ですが CD-R にてご提出ください。
3-5	コロナの影響で、宅配便等の配送が不安定のため、持参をさせていただいてもよろしいでしょうか？	公募要領に記載のとおり、提出方法は紛失防止等の観点から「郵送・宅配便等」とさせていただいております。ただし、「ご持参」された書類を事務局が受け取り拒否するものではございません。
3-6	変更申請にて事業の類型を事業期間中に変更することは可能ですか？	申請していただいた事業計画は審査を経て採択しているため、事業類型の変更は不可です。また、計画内容についても、申請時の計画をもって採択をされているため、原則変更はできません。
3-7	応募書類の⑤直近 2 年分の税務申告書・決算書は一式すべて提出する必要がありますか？	税務申告書（法人税・消費税）・決算関係書類（①貸借対照表・②損益計算書・③株主資本等変動計算書・④勘定科目内訳明細書）を全てご提出ください。
3-8	様式 3「支出計画書」は消費税込みで記入していいですか？	原則、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定していただきます。 ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

	質問事項	回答
		②免税事業者である補助事業者及び簡易課税事業者である補助事業者 ③消費税法別表第三に掲げる法人の補助事業者 ④課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
3-9	端数(小数点以下)が出るのですが、この取り扱いはどうなりますか？	計算上発生する円未満の額については、すべて切り捨てとなります。
3-10	採択後、提出を求められる証拠書類例はどのようなものがありますか？	HP 上に参考として添付してある証拠書類チェックリストをご確認ください。